

## 8 障害者自立支援給付支払等システムに ついて



平成 25 年度事業所集団指導及び障害保健福祉行政等  
に関する説明会議

# 電子請求受付システムにおける 電子証明書について

和歌山県国民健康保険団体連合会



電子請求受付システムにおける  
電子証明書共有化に伴う対応について

この資料は、システム開発における、現段階での検討内容を整理したものであり、今後の検討等により変更することがありえる。

1. 障害者総合支援における電子証明書の介護保険との共有化について
  - 1.1. 電子証明書の共有化の経緯と主な変更点について
  - 1.2. 電子証明書の共有化後の全体構成について
  
2. 電子証明書の共有化について
  - 2.1. 電子証明書の共有化とは
  - 2.2. 電子証明書の有効期間及び発行手数料の改定について
  - 2.3. 電子証明書の発行パターンについて
    - 2.3.1. 事業所における発行申請のタイミングに応じた電子証明書の発行パターン
    - 2.3.2. 代理人における発行申請のタイミングに応じた電子証明書の発行パターン
  - 2.4. 署名・復号ツールのリリースについて
  
3. 代理人情報の管理の一元化について
  - 3.1. 代理人情報の管理の一元化とは
  - 3.2. 代理人における業務上の変更点について

# 1. 障害者総合支援における電子証明書の介護保険との共有化について

## 1.1. 電子証明書の共有化の経緯と主な変更点について

平成 26 年 11 月より介護保険におけるインターネット請求が開始され、それに向け平成 26 年 8 月より介護保険における電子請求受付システム(以下、「介護電子請求受付システム」という。)が一部稼働します。

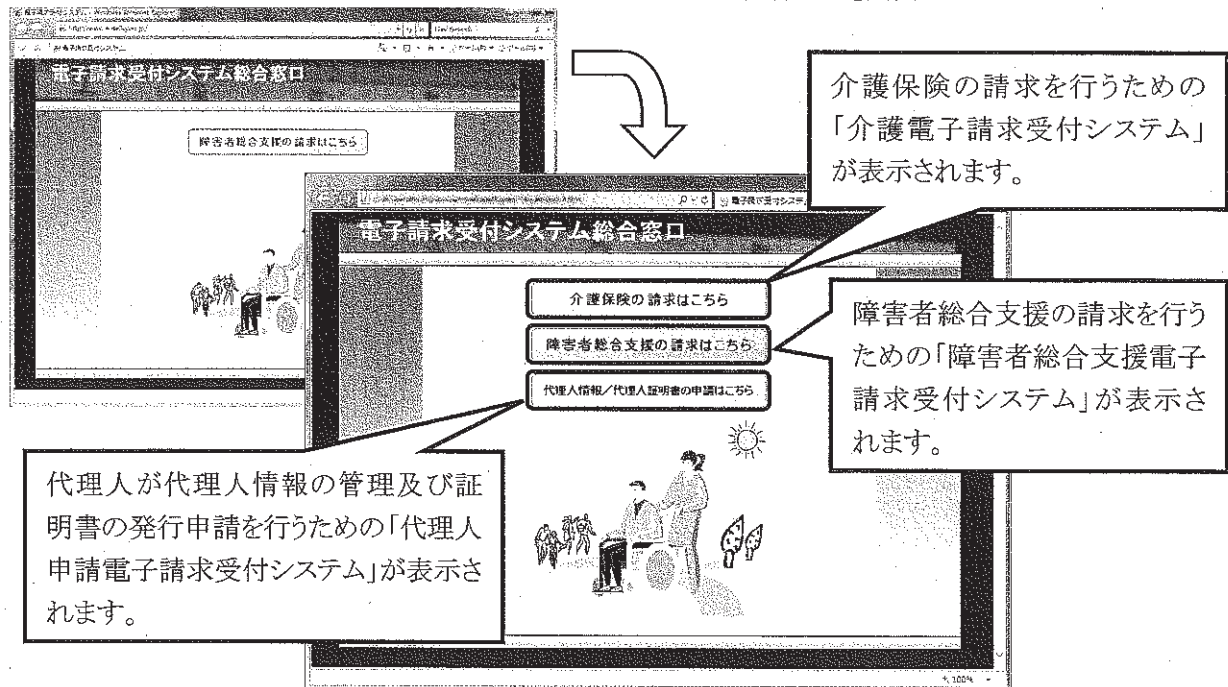
介護電子請求受付システムは、障害者総合支援における仕組みを基に構築しており、請求を行うためには電子証明書が必要となります。介護保険と障害者総合支援の両方のサービスを提供している事業所において、介護保険と障害者総合支援それぞれで電子証明書を取得せずに、同一の電子証明書で介護保険及び障害者総合支援の両方の請求を行えるよう、電子証明書を共有化します。また、電子証明書を共有化するため、代理人情報の管理は介護電子請求受付システムで一元的に管理するよう変更します。

障害者総合支援電子請求受付システムにおける主な変更点は、以下の通りです。

No.	変更点	詳細説明
1	電子証明書の共有化	介護保険と障害者総合支援とで専用認証局を共同利用し、代理人が同一の証明書により、介護保険及び障害者総合支援の請求に対応した仕組みを設けます。
2	代理人情報の管理の一元化	障害者総合支援電子請求受付システムにて管理されている代理人情報を、介護電子請求受付システムへ一元化します。これに伴い、障害者総合支援電子請求受付システムから代理人情報の管理機能を移行します。

また、介護電子請求受付システムの稼働に伴い、【電子請求受付システム総合窓口】画面を変更します。

### ○介護電子請求受付システム稼働後の【電子請求受付システム総合窓口】画面

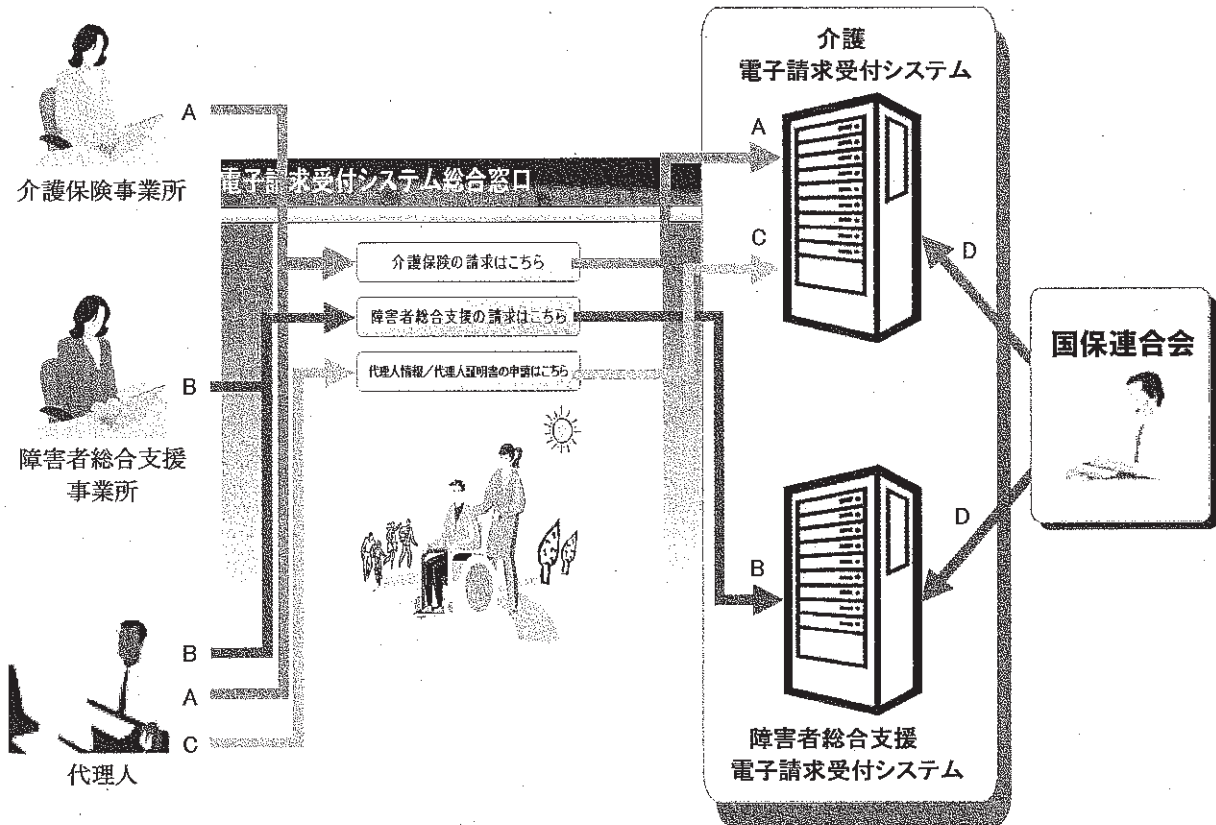


電子請求受付システムは事業所、または代理人が介護保険の請求を行う介護電子請求受付システム、障害者総合支援の請求を行う障害者総合支援電子請求受付システムで構成されます。

また、介護電子請求受付システムの一部として、代理人情報の管理を行う代理人申請電子請求受付システムを設けます。

介護電子請求受付システム稼働後の、介護保険事業所、障害者総合支援事業所、代理人及び国保連合会職員のアクセス先イメージは、以下の通りです。

○各ユーザのアクセス先イメージ図



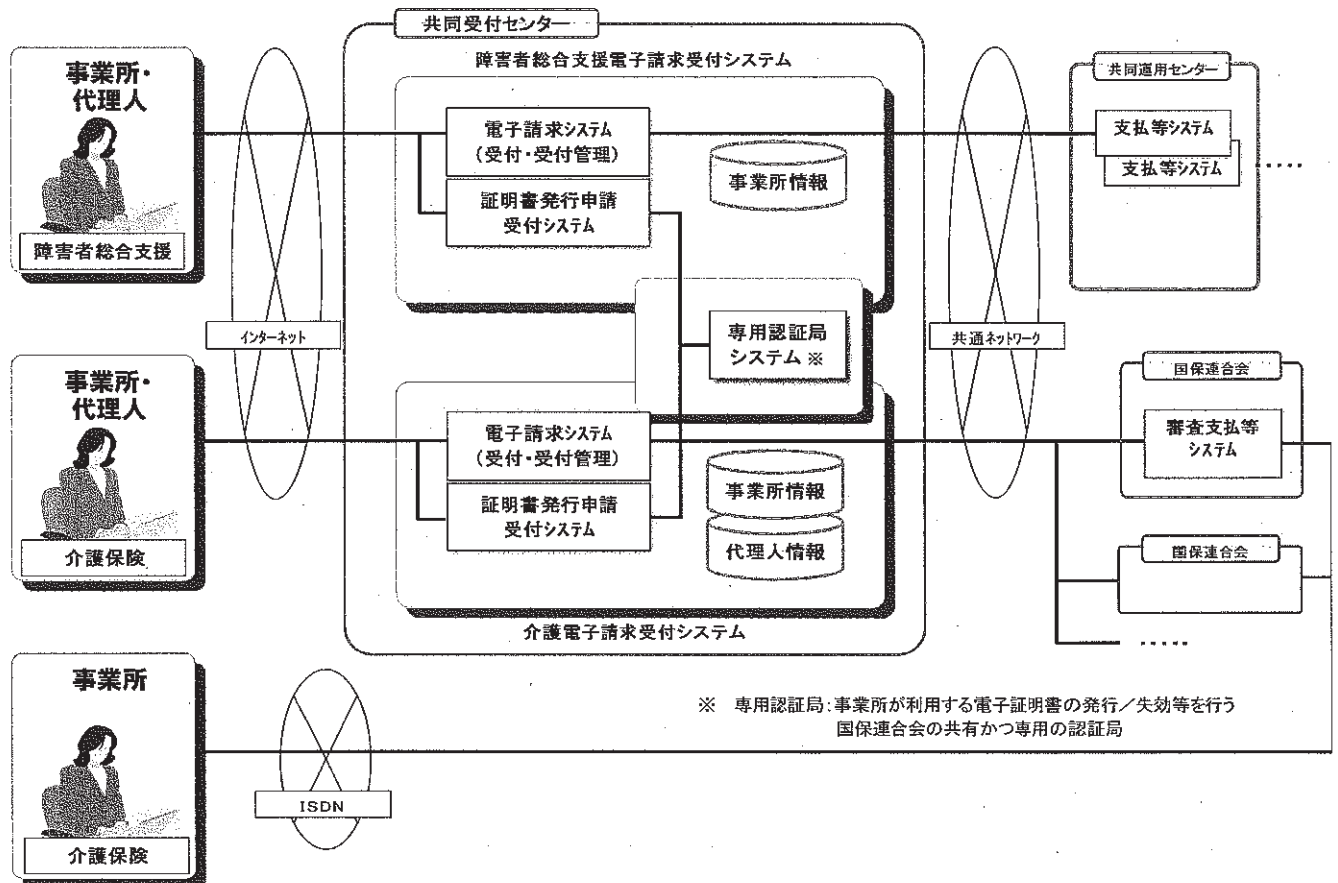
- A → : 介護保険における請求の流れ
- B → : 障害者総合支援における請求の流れ
- C → : 代理人における代理人情報及び証明書の申請の流れ
- D → : 国保連合会における申請承認・請求照会の流れ



## 1.2. 電子証明書の共有化後の全体構成について

介護電子請求受付システムでは、障害者総合支援電子請求受付システムと同等の仕組みを構築し、専用認証局については障害者総合支援電子請求受付システムと共同利用します。

電子証明書の共有化後の電子請求受付システムの全体構成は、以下の通りです。



## 2. 電子証明書の共有化について

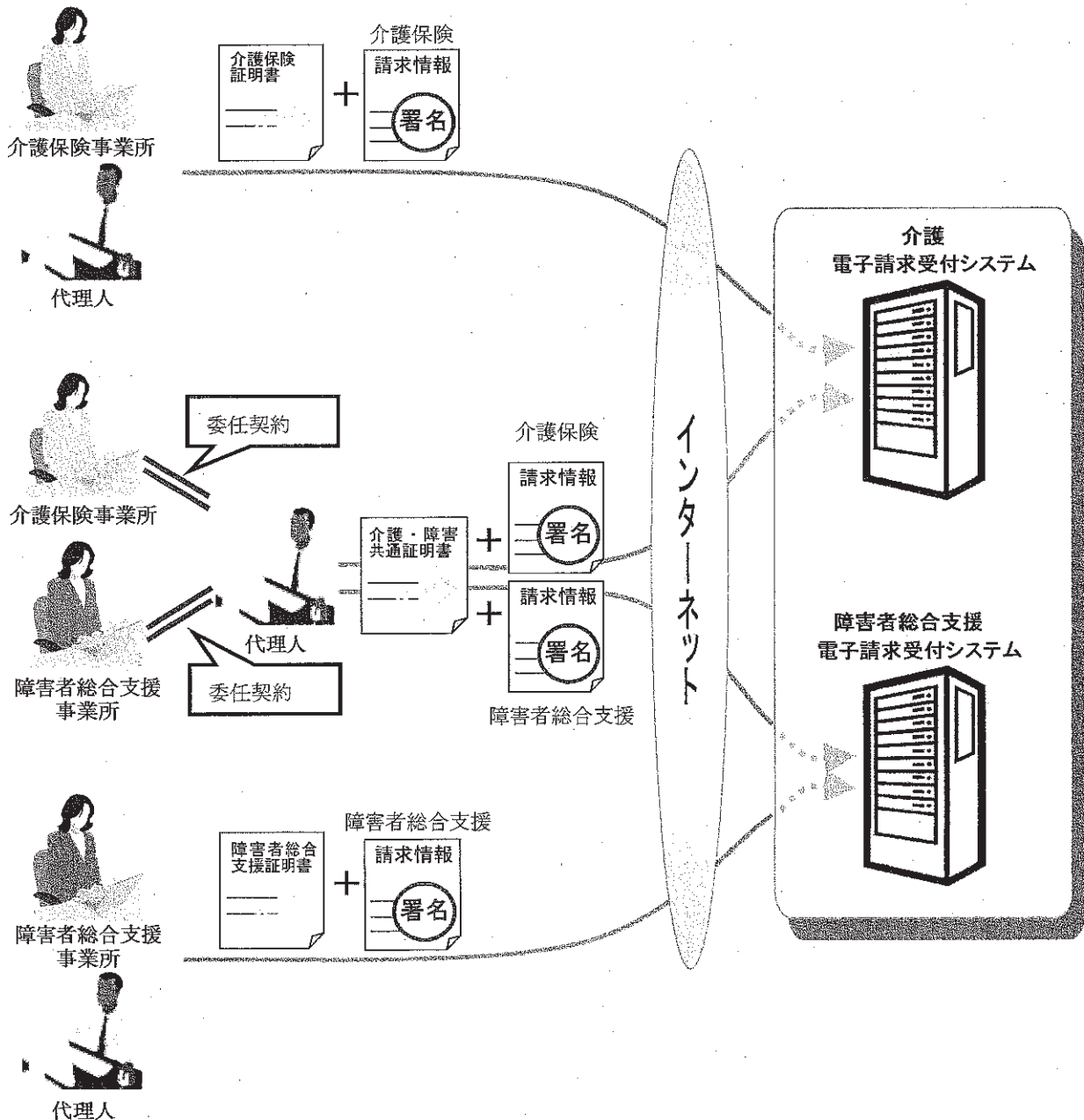
### 2.1. 電子証明書の共有化とは

介護保険と障害者総合支援の両方の請求を行う代理人において、電子証明書を共有することで、制度ごとに電子証明書を取得せず、同一の電子証明書で両方の請求を行えるよう、介護・障害共通証明書を新設します。

介護保険と障害者総合支援の両方のサービスを提供している事業所においては、代理人として登録することで、介護・障害共通証明書を利用して介護保険と障害者総合支援の両方の請求を行うことができるようになります。

なお、請求は介護電子請求受付システム、または障害者総合支援電子請求受付システムを利用し、それぞれ行う必要があります。事業所及び代理人が障害者総合支援の請求のみを行う場合、従来通りの電子証明書(以下、「障害者総合支援証明書」という。)を利用して、請求を行います。

○電子証明書共有化後の請求のイメージ



## 2.2. 電子証明書の有効期間及び発行手数料の改定について

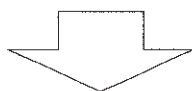
現在、電子証明書の有効期間は1年間ですが、事業所、代理人及び国保連合会における電子証明書発行に関する業務の負担軽減を図るため、電子証明書の有効期間を3年間に変更します。

有効期限の変更により、事業所及び代理人において電子証明書の更新作業の頻度を減らすことが可能になります。

また、有効期間の変更に伴い、発行手数料を3年分の料金に改定します。

<変更前>

No.	証明書利用区分※1	有効期間	発行手数料※2	説明
1		1年	2,600円	事業所及び代理人が、障害者総合支援の請求に使用できる電子証明書です。



<変更後>

No.	証明書利用区分※1	有効期間	発行手数料※2	説明
1	障害者総合支援証明書	3年	7,800円	事業所及び代理人が、障害者総合支援の請求に使用できる電子証明書です。
2	介護・障害共通証明書	3年	13,900円	代理人が、介護保険及び障害者総合支援の請求に使用できる電子証明書です。

※1 証明書利用区分とは、電子請求受付システムにおいて新たに設ける、電子証明書の属性情報であり、電子証明書の利用形態を表します。

※2 発行手数料については、証明書発行にかかる手数料であることから、有効期間の途中で電子証明書が不要となった等の場合であっても、従来通り返金はいりません。

## 2.3. 電子証明書の発行パターンについて

介護電子請求受付システムにおける電子請求の開始は平成26年11月を予定していますが、電子証明書の発行等の準備期間として、平成26年8月(※1)より介護電子請求受付システムの稼働を予定しています。

介護電子請求受付システムの稼働日前後では、発行申請する電子証明書の証明書利用区分や発行申請のタイミングにより、その有効期間及び発行手数料が異なります。(※2)

以下に、代表的な電子証明書の発行パターンについて、説明します。

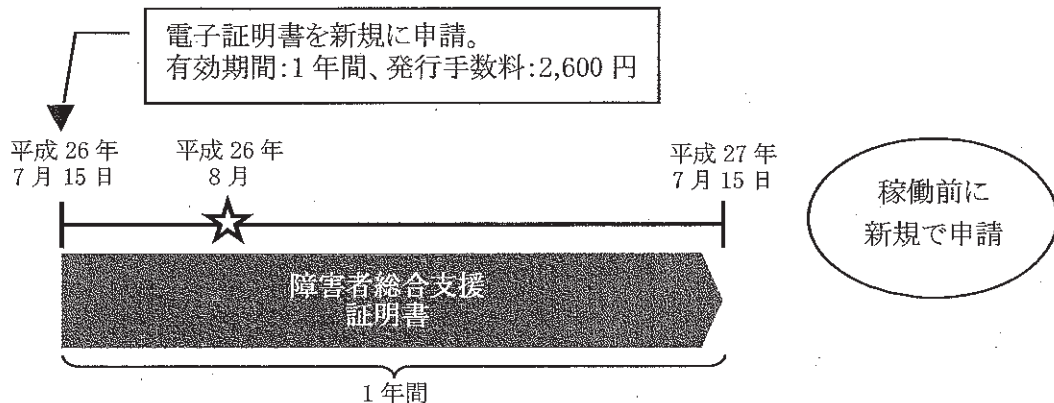
※1 介護電子請求受付システムの稼働日については、現在検討中です。

※2 介護・障害共通証明書を発行した場合でも、介護保険インターネット請求が開始されるまでは、介護保険の電子請求は行えません。

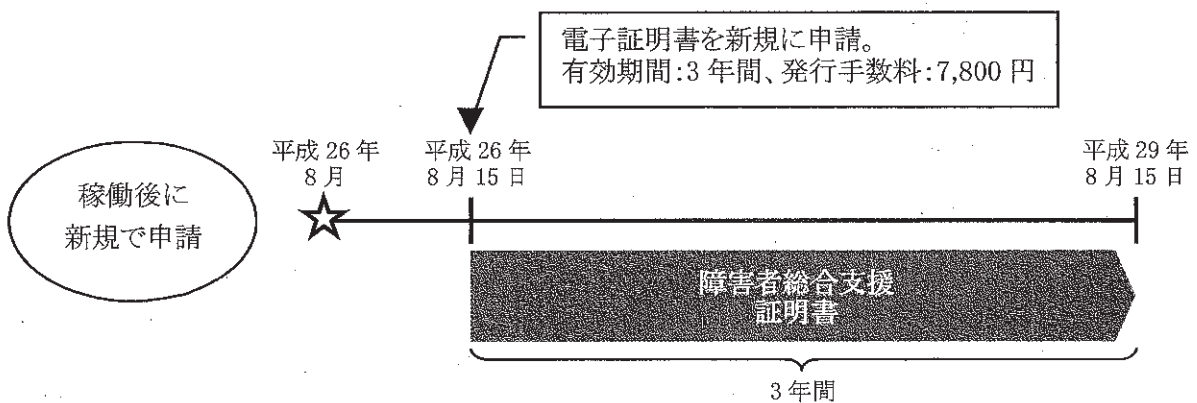
### 2.3.1. 事業所における発行申請のタイミングに応じた電子証明書の発行パターン

事業所の電子証明書については、発行申請のタイミングが介護電子請求受付システムの稼働日より前か、以降であるかにより、発行される電子証明書の有効期間、発行手数料が異なります。

A. 介護電子請求受付システムの稼働日より前に、新規の電子証明書を発行申請する場合  
有効期間が1年間の電子証明書が発行され、発行手数料は2,600円となります。

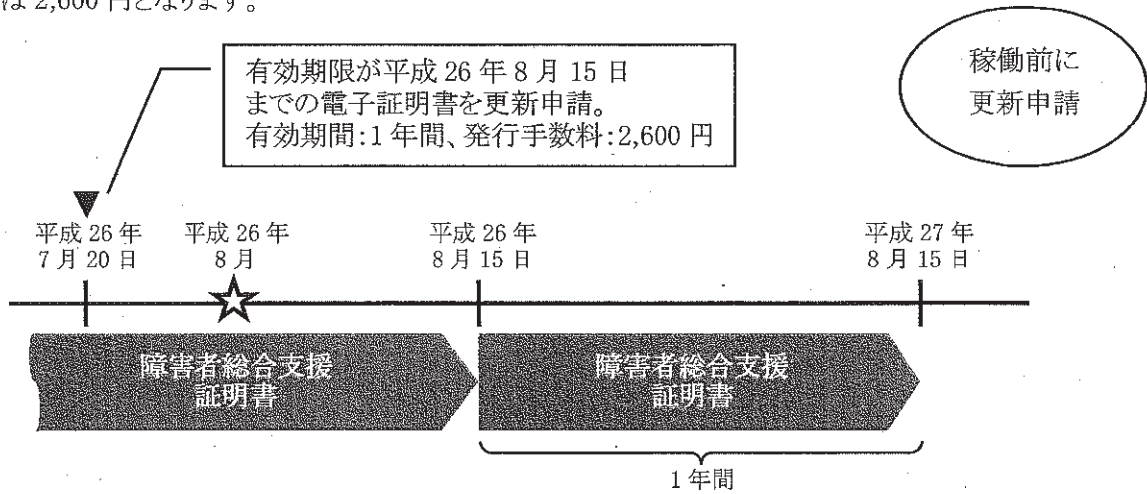


B. 介護電子請求受付システムの稼働日以降に、新規の電子証明書を発行申請する場合  
有効期間が3年間の電子証明書が発行され、発行手数料は7,800円となります。



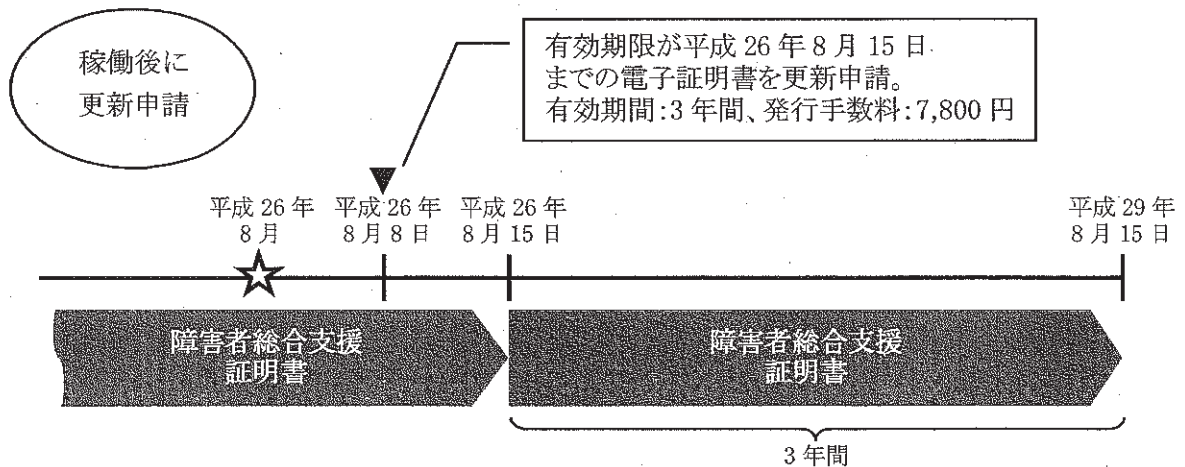
C. 介護電子請求受付システムの稼働日より前に、電子証明書を更新する場合

現在の電子証明書の有効終了日から起算して1年間有効な電子証明書が発行され、発行手数料は2,600円となります。



D. 介護電子請求受付システムの稼働日以降に、電子証明書を更新する場合

現在の電子証明書の有効終了日から起算して3年間有効な電子証明書が発行され、発行手数料は7,800円となります。



### 2.3.2. 代理人における発行申請のタイミングに応じた電子証明書の発行パターン

代理人の電子証明書については、介護電子請求受付システムの稼働前に発行済みの電子証明書が存在する場合、同一の有効期間を持つ介護・障害共通証明書に転換され、介護保険及び障害者総合支援の電子請求に利用できる状態となります。

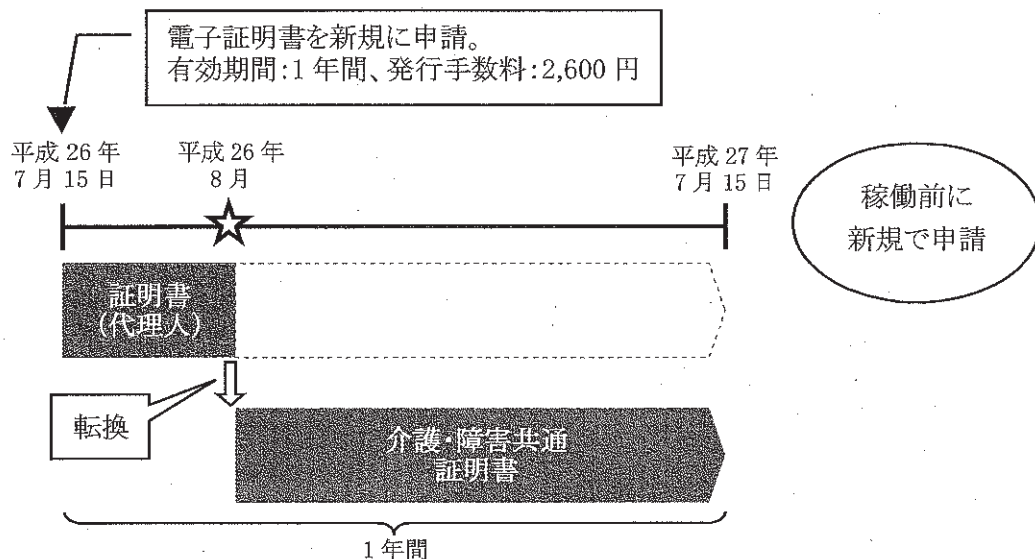
この場合、電子証明書の発行手数料が追加で発生することは無く、再度電子証明書のダウンロードを行う必要もありません。

#### A. 介護電子請求受付システムの稼働日より前に、新規の電子証明書を発行申請する場合

有効期間が1年間の電子証明書が発行され、発行手数料は2,600円となります。

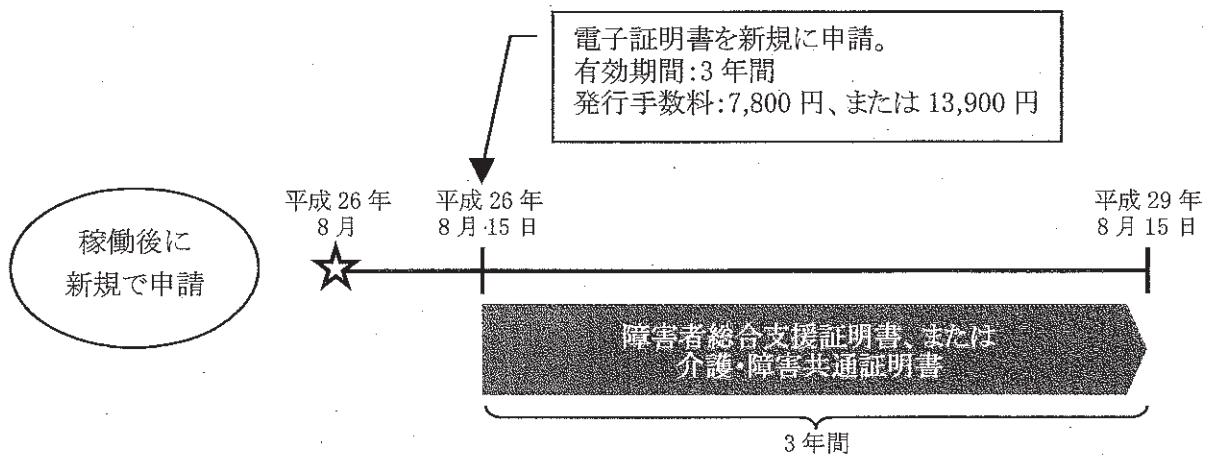
介護電子請求受付システムの稼働時点で、発行済みの有効な電子証明書は同一の期間を持つ介護・障害共通証明書に転換されます。

※今後、介護保険の電子請求を行う予定がある事業所については、介護電子請求受付システムの稼働日より前に代理人となり、電子証明書の発行申請を行うよう推奨いたします。



#### B. 介護電子請求受付システムの稼働日以降に、新規の電子証明書を発行申請する場合

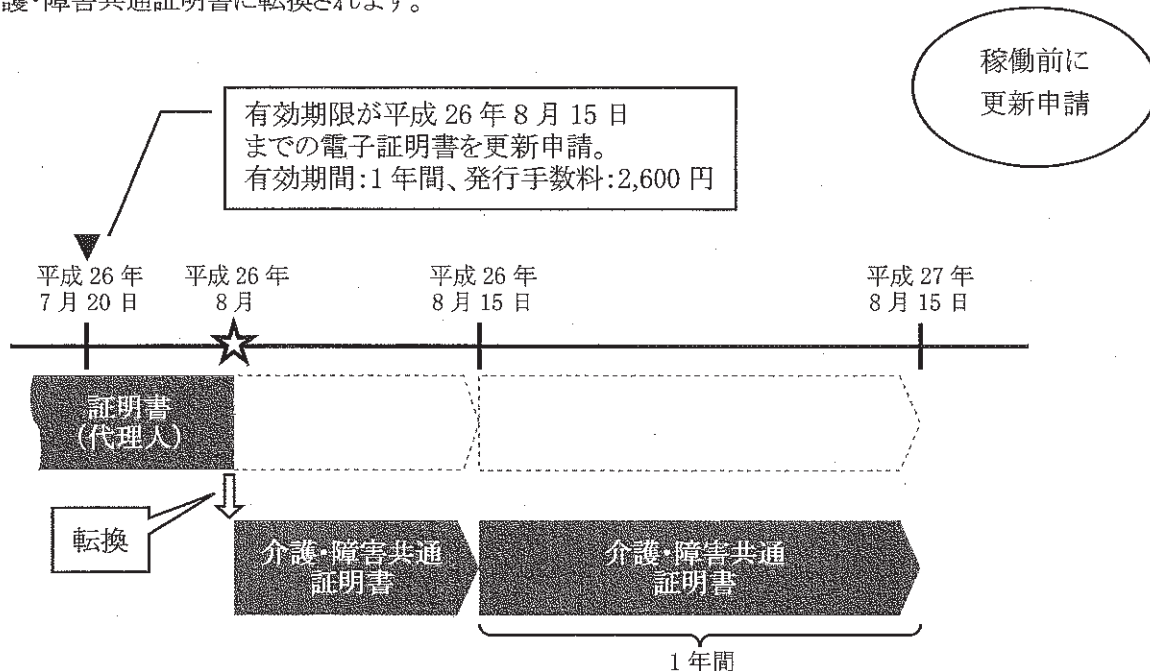
有効期間が3年間の電子証明書が発行されます。発行手数料は、障害者総合支援証明書が発行した場合が7,800円、介護・障害共通証明書が発行した場合が13,900円となります。



C. 介護電子請求受付システムの稼働日より前に、電子証明書を更新する場合

現在の電子証明書の有効終了日から起算して1年間有効な電子証明書が発行され、発行手数料は2,600円となります。

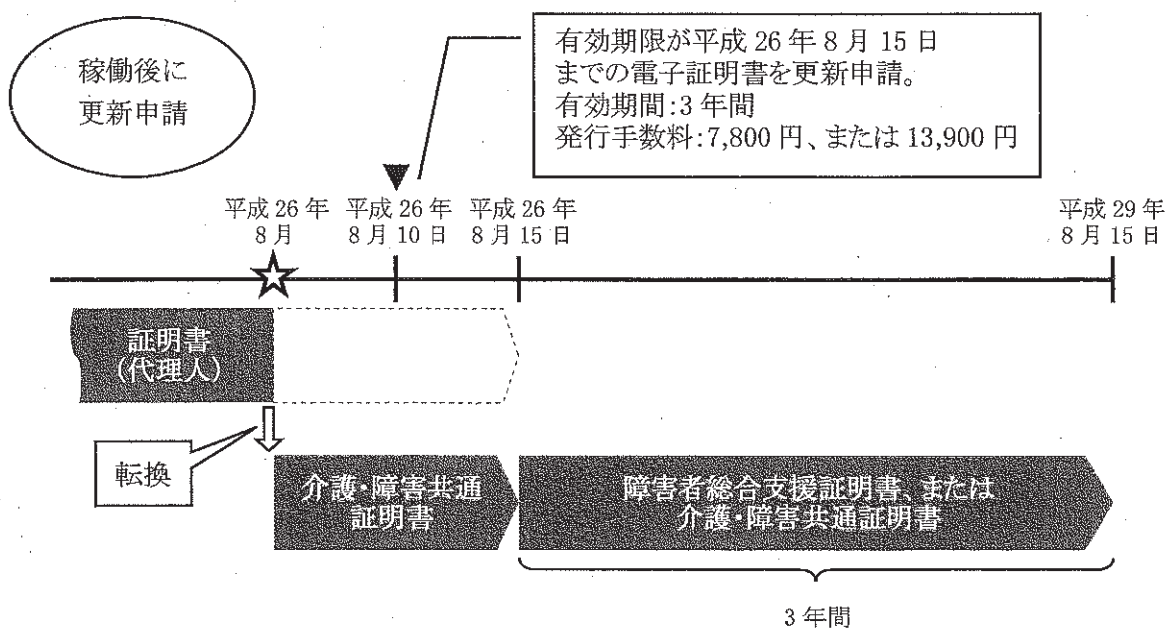
その後、介護電子請求受付システムの稼働時点で、発行済みの電子証明書は同一の期間を持つ介護・障害共通証明書に転換されます。



D. 介護電子請求受付システムの稼働日以降に、電子証明書を更新する場合

介護電子請求受付システムの稼働時点で、発行済みの電子証明書は同一の期間を持つ介護・障害共通証明書に転換されます。

その後、代理人として電子証明書を更新する場合、現在の電子証明書の有効終了日から起算して3年間有効な電子証明書が発行されます。発行手数料は、障害者総合支援証明書を発行した場合が7,800円、介護・障害共通証明書を発行した場合が13,900円となります。



## 2.4. 署名・復号ツールのリリースについて

電子証明書共有化により、事業所、代理人において使用している署名・復号ツールについても改修が必要となります。改修した署名・復号ツールについては、平成26年4月の制度改正等に対応した簡易入力システム及び取込送信システムのリリースにあわせて提供する予定です。署名・復号ツールは、簡易入力システム、または取込送信システムのインストールにより適用されます。

適用条件等の詳細については、今後リリース情報やお知らせにて周知する予定です。



### 3. 代理人情報の管理の一元化について

#### 3.1. 代理人情報の管理の一元化とは

電子証明書の共有化を行うにあたり、一つの代理人に対し介護保険、または障害者総合支援のいずれの事業所も委任事業所として登録できるようにするため、代理人情報の登録・変更等の管理については、介護電子請求受付システムで一元的に行うよう変更します。

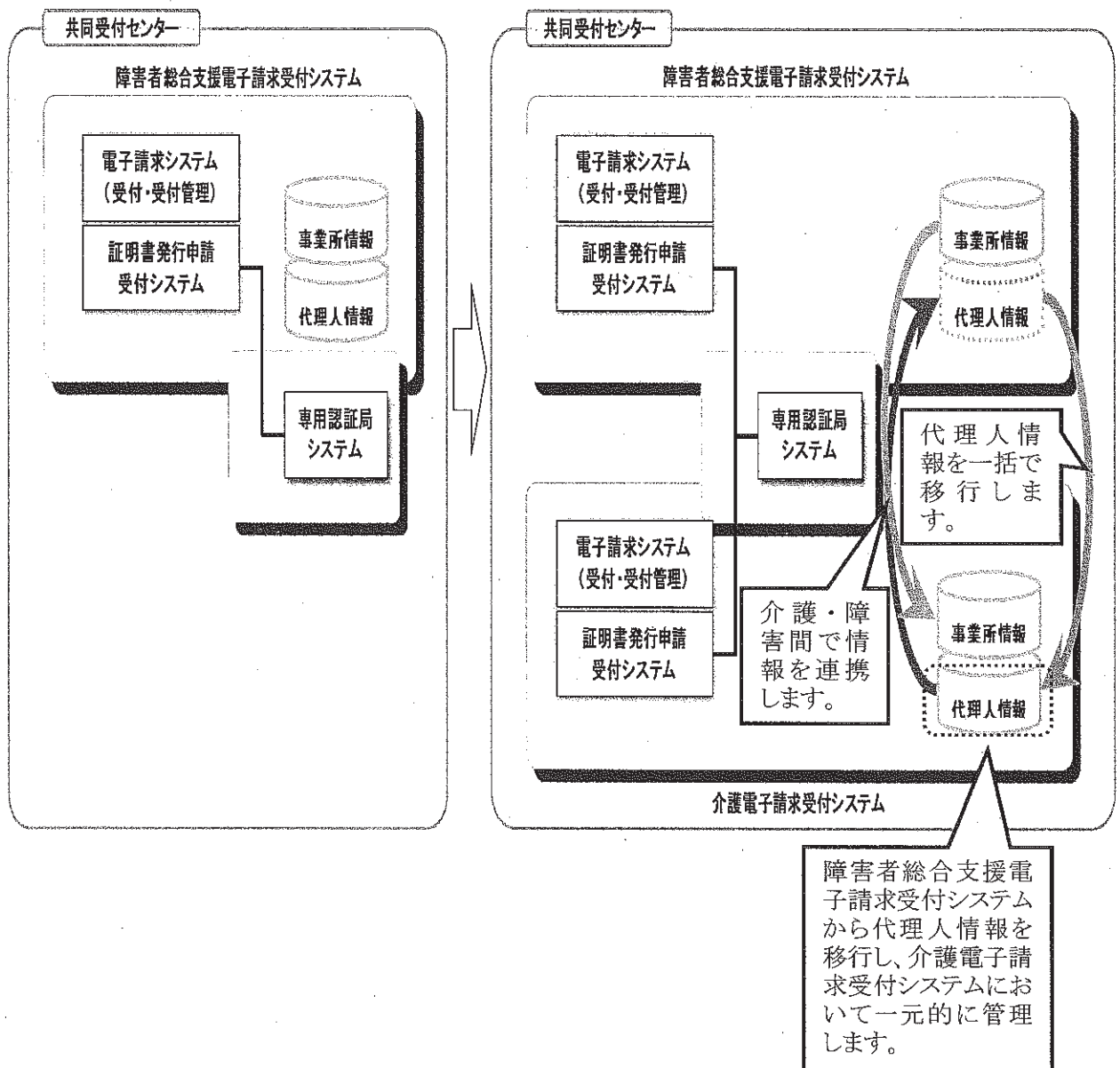
代理人情報については、介護電子請求受付システムにて登録・変更等された後、障害者総合支援電子請求受付システムに連携されます。

また、現在、障害者総合支援電子請求受付システムに登録されている代理人情報については、介護電子請求受付システムの稼働前に介護電子請求受付システムへ一括して移行します。

○代理人情報の管理の一元化後イメージ

<稼働前>

<稼働後>



### 3.2. 代理人における業務上の変更点について

代理人情報の管理の一元化に伴い、介護電子請求受付システム稼働後は、代理人における障害者総合支援の一部の業務について、介護電子請求受付システムを使用するよう変更になります。

業務内容ごとに使用するシステムは、以下の通りです。

No	業 務 内 容	稼働後の業務処理対象システム (※)	
		障害者総合支援 電子請求受付 システム	介護 電子請求受付 システム
1	代理人情報の申請	-	○
2	請求	○	-
3	状況照会	○	-
4	請求取下げ依頼	○	-
5	通知文書取得	○	-
6	お知らせ閲覧	○	○
7	FAQ 閲覧	○	○
8	証明書発行申請	-	○
9	マニュアルの取得	○	○
10	システム等のダウンロード	○	○
11	パスワード変更	-	○

※ 「○」の付いたシステムで業務を行います。

上記のうち、「代理人情報の申請」及び「証明書発行申請」について、変更点の概要を説明します。  
また、変更後の代理人及び電子証明書に対する委任事業所数の制限についても、説明します。

## (1) 代理人情報の申請方法の変更について

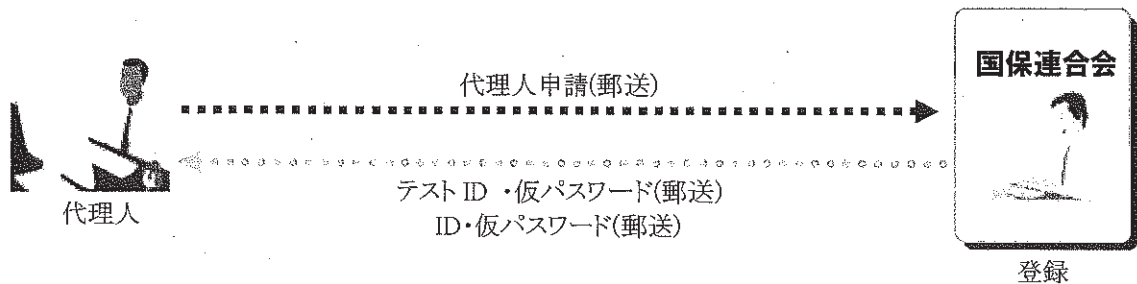
現在、障害者総合支援における代理人申請、ID・仮パスワード等発行の処理は、代理人と連合会間において、郵送処理により行われています。

介護電子請求受付システム稼働後の代理人情報の届出申請は、代理人が介護電子請求受付システムにて行います。

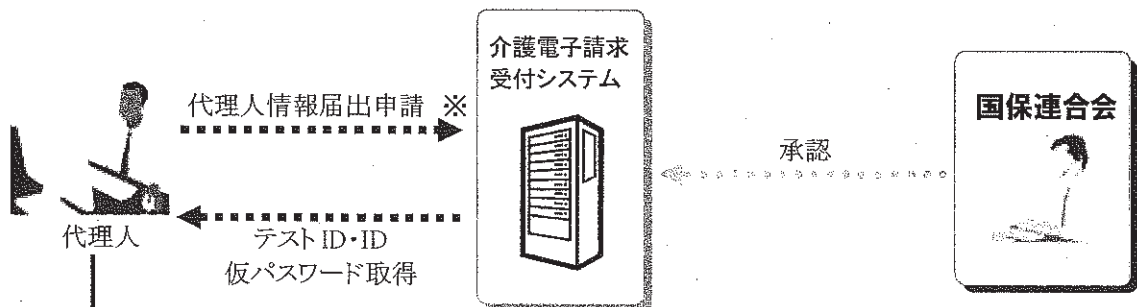
代理人は、電子請求受付システム総合窓口の[代理人情報/代理人証明書の申請はこちら]ボタンをクリックし、表示された画面から[代理人情報届出]ボタンをクリックし、代理人情報の届出申請を行います。

### ○代理人情報届出申請のイメージ

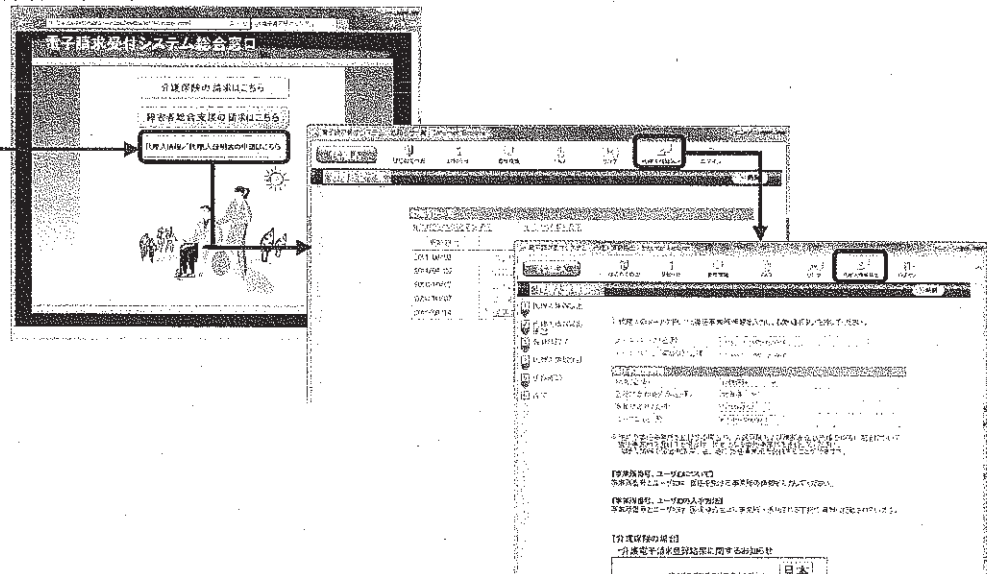
#### <稼働前>



#### <稼働後>



#### (画面操作の流れ)



※ 介護電子請求受付システムより代理人情報届出申請を行い、出力される帳票ならびに委任状等の必要な書類を国保連合会へ郵送する必要があります。

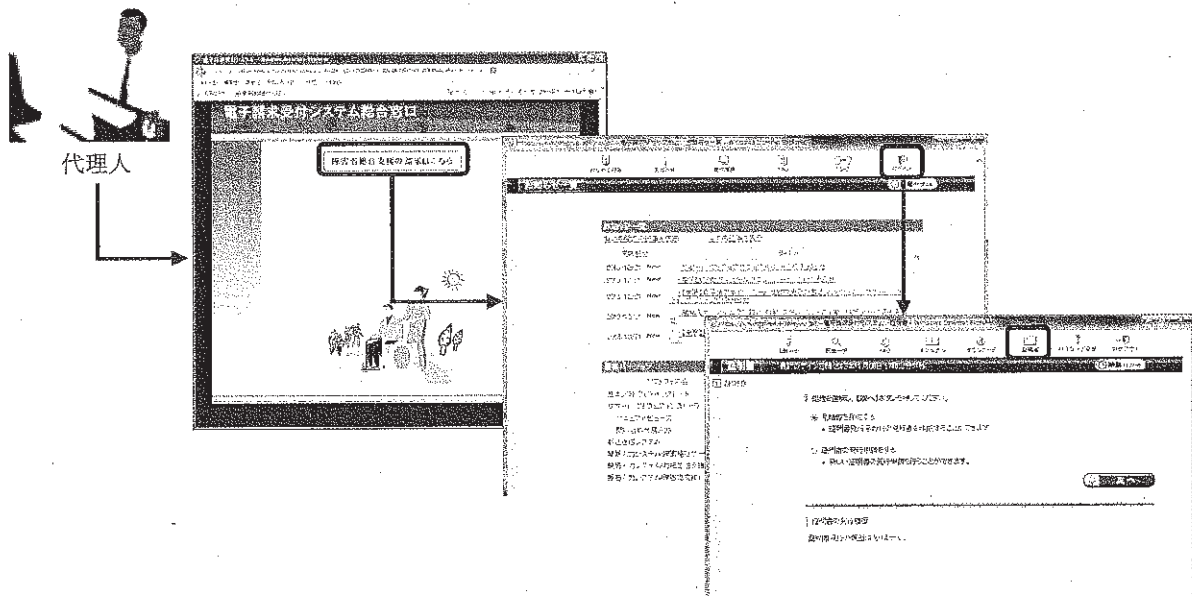
## (2) 証明書の発行申請方法の変更について

現在、代理人の電子証明書の発行申請は、障害者総合支援電子請求受付システムで行っています。介護電子請求受付システム稼働後の電子証明書の発行申請は、介護電子請求受付システムにて行います。

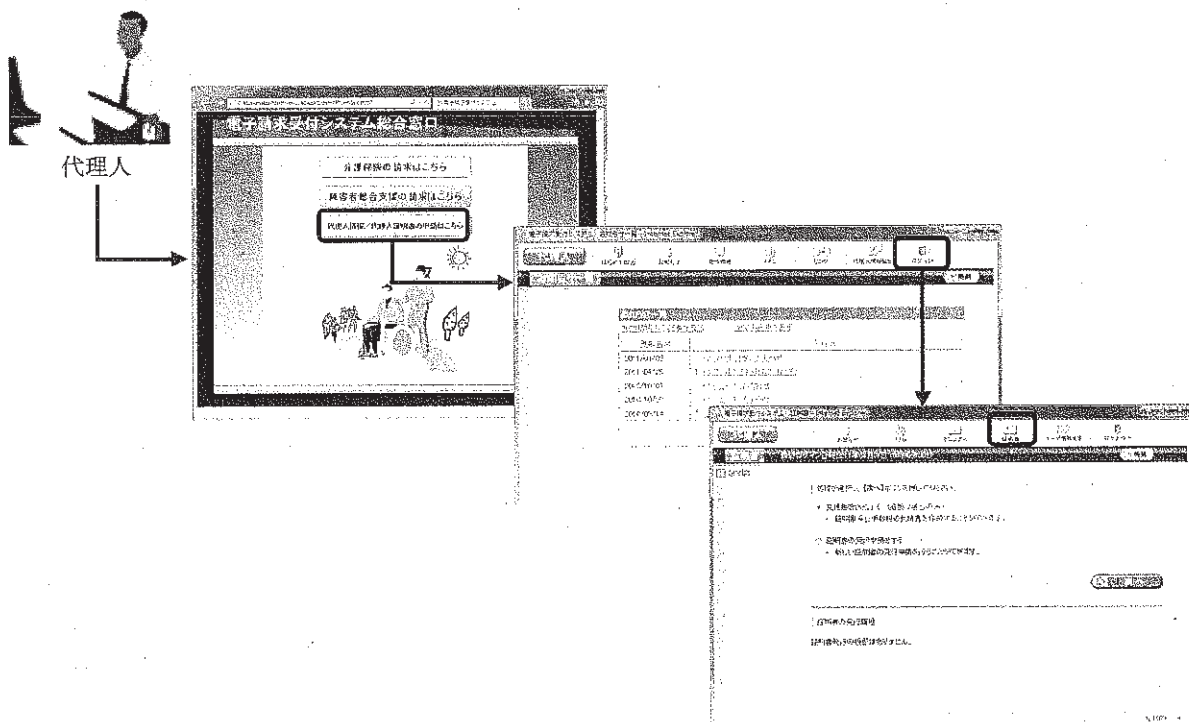
代理人は、電子請求受付システム総合窓口の[代理人情報/代理人証明書の申請はこちら]ボタンをクリックし、表示された画面からログインして、電子証明書の発行申請を行います。

### ○代理人における電子証明書の発行申請イメージ

#### <稼働前>



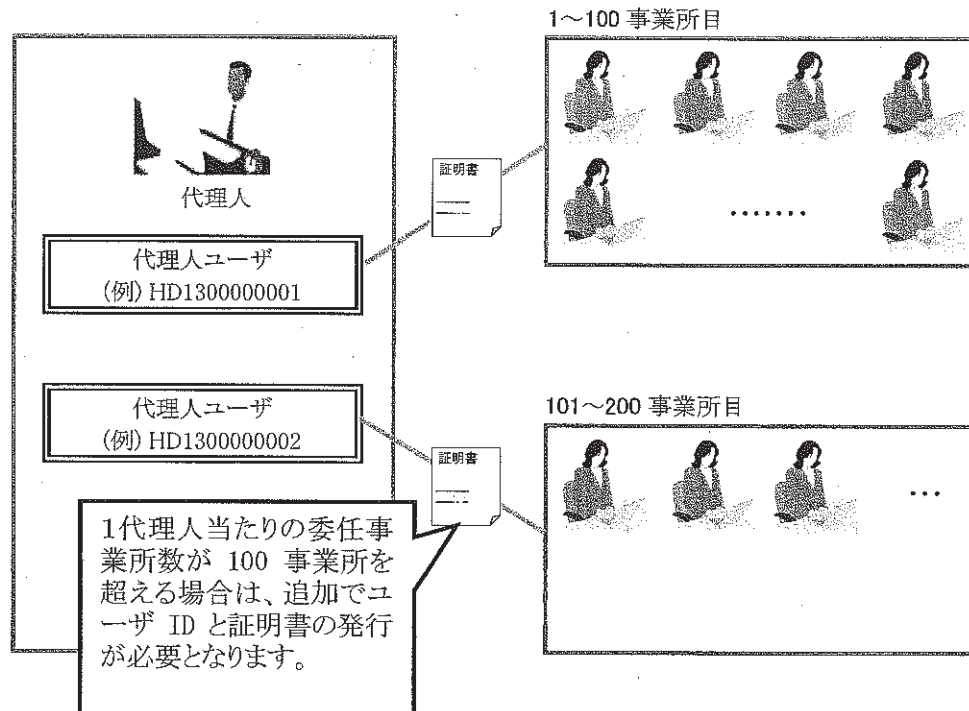
#### <稼働後>



### (3) 1代理人当たりの委任事業所数の制限について

介護電子請求受付システム稼働後の1代理人当たりの委任事業所数は、介護保険と障害者総合支援事業所の合計で100事業所までとなります。1代理人当たりの委任事業所数が100事業所を超える場合、新たに代理人IDを取得し、委任事業所を関連付ける必要があります。

#### ○1代理人当たりの委任事業所数の制限



※ 現時点で委任事業所数が100事業所を超える代理人について、すでに発行済みの電子証明書の有効期間内においてはこの制限が適用されません。有効期間終了後、電子証明書の更新を行う場合は、この制限が適用されるため、委任事業所数に応じた電子証明書の発行が必要になります。

